

第3章 環境施策の展開

第3章 環境施策の展開

草加の目指すべき環境像を実現するために掲げた5つの環境目標、11の環境施策の柱に沿って環境施策を展開します。

1. 水環境の保全と創造

環境施策の柱1-1：水質浄化対策の推進

草加のシンボルである綾瀬川をはじめ、多くの河川や水路の水質は、水質汚濁防止法に基づく排水規制や公共下水道等の排水処理施設の整備推進により、改善傾向にあります。

引き続き、より一層の水質改善を目指し、国及び県と協調した水質浄化対策や、生活排水対策及び工場・事業所の排水対策に関する周知・指導等、河川浄化対策を実施していきます。

取組方針1：河川浄化対策の推進

1	身近な水路を浄化するため、家庭でできる排水対策（調理くずの排水への流入抑制等）についての周知を行います。	環境課
2	水質汚濁防止のため、工場等に対し、定期的な立入検査や適切な指導を行います。	環境課
3	食用油の排水への流入抑制のため、廃食油の行政回収について普及を行います。	環境課 廃棄物資源課
4	河川の水質を保全するため、浄化槽を適正に管理するように市民・事業者へ指導を行います。	廃棄物資源課
5	河川の水質を浄化するため、河川浄化施設を適正に維持管理します。	環境課
6	冬期に水量が少なくなる農業用水路では、一年を通じて水辺の景観や環境の保全を図るため、キタミソウなどの希少種に配慮し、浄化用水を導水します。	環境課 産業振興課
7	河川の水質を保全するため、公共用水域の水質を監視します。	環境課

取組方針2：公共下水道の推進

1	公共下水道の整備完了区域においては、下水道への接続を促進します。	下水道課
2	公共下水道の未整備区域については、土地区画整理事業等の進捗状況にあわせて、下水道整備を実施します。	下水道課

環境施策の柱1－2：親水空間の創造・維持管理の推進

親水空間の創造に関しては、これまで、国や県と協働し、綾瀬川や葛西用水などの河川環境整備を実施してきました。

引き続き、多自然川づくりについて国や県に要望を行っていくとともに、河川環境整備が完了している河川については、適切な維持管理を行っていきます。

また、市民が水辺に親しめる機会の提供を目的とする親水空間を利用したイベントや河川清掃活動等を継続していくとともに、「水循環基本法」に基づき、健全な水循環の確保と保全に取り組んでいきます。

取組方針1：多自然川づくりの推進

1	治水上の安全の確保はもとより、多様な河川の環境を保全するため、綾瀬川や中川などの改修に当たっては、多様な生きものが生息できる川づくりや景観に配慮した整備を管理者と協議します。	建設管理課 環境課 河川課
---	---	---------------------

取組方針2：河川環境の維持管理の推進

1	河川環境整備が完了している河川・水路等では、関係機関と協議し、生物多様性への配慮を含めた適切な維持管理を実施します。	河川課 維持補修課
2	綾瀬川水質浄化キャンペーン、自然観察教室等、水辺と親しむ啓発事業や河川の清掃活動により、河川愛護精神の高揚を図ります。	河川課 維持補修課 環境課 下水道課
3	川の水質と生態系を維持できる適切な水量を確保するため、浄化用水の導入等を国や県、流域自治体と連携し継続していきます。	環境課
4	水循環基本法に基づき、地域（流域）で連携し、健全な水循環の保全に取り組みます。	環境課
5	さまざまな水辺の生きものの生息状況を調査・分析し、健全な水環境の確保を推進します。	環境課



多自然護岸（葛西用水）

2. 身近な自然の保全と創造

環境施策の柱 2 - 1 : 生きものと共生するまちづくりの推進

都市化の進展により自然が失われつつある本市は、生物多様性の保全と都市の健全な発展をバランスよく実現する必要があり、草加の自然の恵みを次世代に引き継ぐために、平成 31 年（2019 年）3 月に「生物多様性そうか戦略」を策定しました。

「生物多様性そうか戦略」に基づき、生きものと共生するまちづくりを進めていきます。

取組方針 1 : 生物多様性への理解の促進（主流化・生物多様性を「知る」）

1	市広報等において、生物多様性の危機の説明や、保全活動の紹介等を盛り込み、市民や事業者への理解を深めます。	環境課
---	--	-----

取組方針 2 : 生物多様性の保全（水とみどりの質の向上）

1	市内の良好な自然環境については、保存樹林制度等を活用して保全します。	みどり公園課 環境課 産業振興課 都市計画課 開発指導課
2	市内を流れる河川のうち良好な自然環境については、河川管理者と協議して生物多様性に配慮した維持管理保全を実施します。	環境課 河川課 廃棄物資源課
3	学校ビオトープの再生に向けた取組を行います。	環境課
4	ビオトープ等を活用して、地域の希少種などの在来種を保全する活動を実施します。	環境課
5	生物多様性に配慮した購入や工事、維持管理を行います。	すべての課
6	生態系ネットワークや生物多様性に配慮した緑地形成を行います。	みどり公園課 環境課 指導課
7	外来種については、法令等に基づき、適切な防除、対策作業を進めます。	環境課 くらし安全課

取組方針 3 : 市民との協働活動の推進（「参加」による向上）

1	市民や事業者が参加しての河川や緑地などの維持管理や保全活動を実施します。	環境課
2	そうか生きもの調査を継続し、市内の生きもの基礎情報を蓄積し、生物多様性の保全に活かします。	環境課
3	市民や事業者が参加する、生物多様性について知り、考えるイベント、講演会、環境学習講座等を企画・開催します。	環境課 産業振興課 生涯学習課

■コラム：草加に生きる守るべき希少な植物

●キタミソウ【国：絶滅危惧Ⅱ類（VU）
県：絶滅危惧ⅠB類（EN）】

低地帯の河川敷内に生育する多年草で、夏季は冠水し、冬季は泥湿地になるような環境に生育します。草高は2～5cm、初夏から秋にかけて2.5mmほどの花をつけます。

和名の「北見草」は北海道の北見で初めて採集されたことに由来しています。

埼玉県希少野生動植物種保護条例指定種です。

●ノウルシ【国：準絶滅危惧（NT）、
県：絶滅危惧Ⅱ類（VU）】

河川敷や湿地に生育する高さ30～50cmほどの多年草です。4月ごろ、淡黄色の苞(ほう)をもつ小花をつけます。

和名は、茎葉に傷をつけるとウルシ(漆)に似た白乳液が出ることに由来しています。

●タコノアシ【国：準絶滅危惧（NT）、
県：絶滅危惧Ⅱ類（VU）】

遊水池、河川敷、水田わきなどの低湿地に生育する多年草です。茎は直立し、草高は50～90cmです。夏から初秋にかけて花が咲きます。

和名の「蛸の足」は、花が並んだ姿がタコの足の吸盤が並んでいるように見えることに由来しています。

●イチョウウキゴケ【国：準絶滅危惧（NT）、
県：絶滅危惧Ⅱ類（VU）】

水田や池沼の水面に群生するほか、水湿地の泥土上にも群生する小型のコケです。

外形はイチョウの葉に似て扇状半円形で、左右10～15mm、前後4～10mmの大きさです。

●ミズマツバ【国：絶滅危惧Ⅱ類（VU）、
県：絶滅危惧Ⅱ類（VU）】

水田や畔、休耕田などの湿ったところに生育する一年草です。草高は9cm程度で、夏から秋にかけて花をつけます。

和名の「水松葉」は、輪生している葉が松葉に似ていて水分を好むことに由来しています。

●カワチシャ【国：準絶滅危惧（NT）、
県：絶滅危惧Ⅱ類（VU）】

田の畔や川岸、側溝の縁など湿ったところに生育する越年草です。草高は30～60cmで、初夏に4mmほどの花をつけます。



資料：環境省レッドリスト2019、埼玉県レッドデータブック2011 植物編、APG 原色牧野植物大図鑑、日本水生植物図鑑
写真提供：(公財)埼玉県生態系保護協会 草加・八潮支部

■コラム：草加市における外来種の危機

物流施設や水辺の環境が多い本市では、外来種による生態系による影響が懸念されています。

そうか生きもの調査における植物調査では、273 種もの外来種が確認されているほか、動物においても、アライグマやハクビシン、ミシシippアカミミガメ、オオクチバス、ブルーギル等が報告されています。

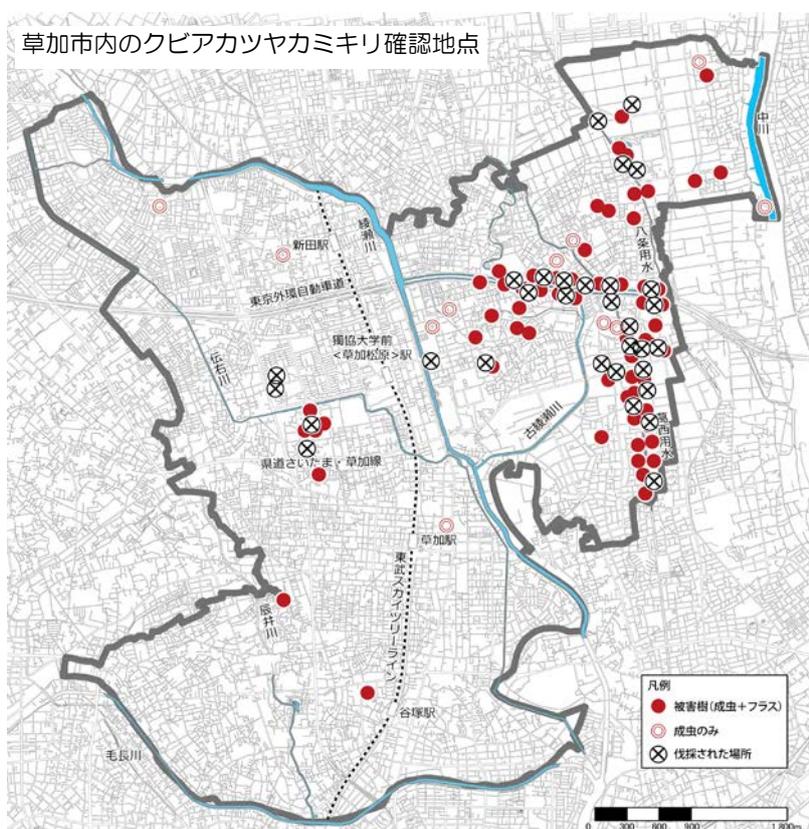
さらに、近年は海外から新たに侵入する外来種も増えつつあり、特に、サクラなどに寄生し、樹木を衰弱させ、枯死させる危険性のある特定外来生物であるクビアカツヤカミキリが青柳公園周辺を中心に葛西用水沿い桜並木などで生息が確認されており、今後その被害の拡大が懸念されています。



クビアカツヤカミキリ



アライグマ



*フラスとは、木くずと虫の排せつ物が混ざったもの。クビアカツヤカミキリの存在を確認する目安となる。

出典：「提供データ クビアカツヤカミキリの確認地点」

(令和元年(2019年)埼玉県生態系保護協会草加・八潮支部)を一部改変

環境施策の柱2-2：みどりの保全と創出

本市は、建物密度の高い市街地が形成され、用地の確保が容易ではないことから、新たな公園の整備がなかなか進まない状況にあります。引き続き、公園やビオトープ等の整備を着実に推進し、自然とのふれあいの場、やすらぎの場の創出に努めます。

また、屋敷林をはじめとする私有地に残る貴重なみどりを守るとともに、公共用地内の緑地確保、開発事業等に伴う緑化を推進し、市内のみどりを保全・創出していくとともに、市民による緑化活動を支援します。

取組方針1：公園整備や公共用地の緑化推進

1	自然とのふれあいの場、やすらぎの場として公園や広場の整備を進めます。	みどり公園課
2	街路樹や河川沿いの樹木の保全及び整備を通して、道路や水辺の緑化を進め、緑地空間をつくります。	みどり公園課 河川課 道路課
3	国指定名勝の草加松原を歴史的な特性やにぎわいの創出を踏まえた水辺とみどりの空間として適正に管理します。	みどり公園課 維持補修課 生涯学習課 施設管理者
4	公共施設の整備の際には、積極的に緑化を進めます。	総務企画課 みどり公園課 施設管理者

取組方針2：私有地内の緑化対策の推進

1	私有地に残る貴重な樹林、樹木等は、保存樹林・保存木・保存生垣として、維持管理に対する支援を行い、その保全に努めます。	みどり公園課
2	都市農業を振興し、公園・緑地・その他公共施設の敷地として適していると見込まれる土地を生産緑地地区として指定するとともに、満期を迎える生産緑地地区については、特定生産緑地への移行を支援することで、農地を貴重な緑地として保全していきます。	産業振興課 都市計画課
3	生産緑地地区を保全し、良好な都市環境の形成を図るため、より小規模な都市農地の生産緑地地区指定に向けた取組を実施します。	産業振興課
4	大規模開発行為*又は建築行為に対して、「草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づき、緑化や公園緑地の設置等の指導を行い、みどりを増やします。	みどり公園課 開発指導課

取組方針3：緑化活動への支援

1	地域で緑化やみどりの保全活動を行う団体の育成、支援などにより、市民主体のみどりのまちづくりを促進します。	みどり公園課
---	--	--------

*大規模開発行為：中高層建築物、開発区域の面積が10,000㎡以上の土地分譲、開発区域の面積が3,000㎡以上の建築行為などです。

3. 低炭素社会の推進

環境施策の柱3-1：省エネルギー・創エネルギーの推進

東日本大震災後、市民・事業者の省エネルギーに対する行動様式が大きく変化し、節電等の取組は「日常的な習慣」として定着しており、市内の家庭及び事業所からの温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。

今後は、より削減効果の高い取組行動の定着に向けた支援をしていくとともに、国民運動であるクール・チョイス（COOL CHOICE）運動*の普及、啓発を図ります。

また、自然エネルギーの有効活用*及びエネルギーの面的利用等に向けた取組を実施し、低炭素型まちづくりを推進していきます。

取組方針 1：温室効果ガス排出量削減対策の推進

1	市内の温室効果ガス排出量の削減のため、排出量の大半を占める家庭・事業所の温室効果ガス排出量の一層の削減対策を推進します。	環境課
2	『草加市役所エコ計画—第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）—』を推進し、庁内から発生する温室効果ガス排出量の一層の削減を進めます。	環境課
3	施設照明のLED化をさらに推進し、温室効果ガス排出量の一層の削減を進めます。	施設管理所管課 公共工事所管課
4	クール・チョイス（COOL CHOICE）運動の推進に向けた普及、啓発を図ります。	環境課



太陽光発電システム（草加市役所第二庁舎）

*クール・チョイス（COOL CHOICE）運動：脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」「サービスの利用」「ライフスタイルの選択」等、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。

*エネルギーの面的利用：個々の建物ではなく、面的な複数の建物でエネルギーの最適化を図ることです。

取組方針 2：資源・エネルギーの有効活用の推進

1	家庭・事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、適切な情報提供を実施します。	環境課
2	事業者等におけるエコチューニング*の実施などの省エネルギー活動を促進します。	環境課 産業振興課
3	地球温暖化防止活動補助金制度を活用し、家庭における高効率機器や次世代自動車の設置・購入を促進します。	環境課
4	地球温暖化防止活動補助金制度を活用した家庭における HEMS*の導入や BEMS*などによる省エネルギー行動の実施効果の見える化を促進します。	環境課
5	「エコライフチェックシート」を活用した家庭の省エネルギー活動を推進します。	環境課
6	エコドライブの定着に向け、アイドリング・ストップやエコドライブを促進し、エネルギーを無駄にしない運転についての情報提供を実施します。	庶務課 環境課 自動車管理所管課
7	雨水の利用と水資源に対する意識を高めるため、雨水貯留施設の設置を進めます。	河川課 環境課
8	行政自らが、省エネルギーを目指し、率先して行動します。	環境課 資産活用課 すべての課

取組方針 3：再生可能エネルギーの活用の推進

1	地球温暖化防止活動補助金制度を活用し、家庭における太陽光発電システム等の再生可能エネルギー機器の設置を促進します。	環境課
2	集合住宅における再生可能エネルギーの導入を呼びかけます。	環境課

取組方針 4：低炭素型まちづくりの推進

1	建築物の新築・改築時においては、エネルギーの地産地消（創エネ・省エネ・蓄エネ）などエコ建築物への指導・誘導を図り、市街地の低炭素化を促進します。	開発指導課 環境課
2	屋上緑化や壁面緑化の促進、みどりのカーテンの普及など、まちの低炭素化に貢献する緑化を促進します。	環境課 施設管理所管課
3	エネルギーの効率化が図れる公共交通機関の利用を促進します。	環境課 交通対策課
4	自動車の利用を控え快適に外出できるまちにするため、歩道や自転車通行のための整備を進めます。	交通対策課 道路課

*エコチューニング：低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うことをいいます。

*HEMS：一般住宅において、太陽光発電量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理します。

*BEMS：業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システムのことです。

環境施策の柱3-2：3R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進

ごみ減量を含む3Rの推進については、ごみの総排出量及び市民1人当たりの可燃ごみの排出量が減少傾向にあります。今後は、より一層のごみ減量に向けて、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の2Rの推進に主眼を置き、食品ロス対策として、食品リサイクルなどについて、市民・事業者に対する理解と関心を深めます。

また、使い捨てプラスチックごみなどによる海洋の汚染が世界的にも問題になっており、本市でも使い捨てプラスチックごみの削減に向けて、事業者に対する包装の簡素化や市民に対するマイバッグ持参などをさらに推進するとともに、市民にマイ箸やマイボトルの積極的な利用を呼びかけるなどの普及、啓発を図り、環境にやさしいまちづくりを目指します。

取組方針1：ごみの減量化と分別収集の普及、啓発

1	ごみの減量化のため、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の更なる推進に主眼を置きながら、再生利用（リサイクル）を含む3Rを推進します。	廃棄物資源課
2	ごみの減量化・分別収集を進めるため、市民と協働で、クリーンふるさと運動等の普及啓発活動を行います。	廃棄物資源課
3	ごみの出し方（分別収集、収集日時、各集積所の管理）の周知を図るため、普及啓発活動を行います。	廃棄物資源課
4	ごみの減量化・分別収集を進めるため、リサイクル施設等の見学会を行います。	廃棄物資源課
5	生ごみの減量化を進めるため、生ごみ処理機・容器が普及するよう支援します。	廃棄物資源課
6	事業者による過剰在庫や返品、製造過程等から発生する食品廃棄物を抑制・減量するため、食品リサイクルの取組などについて、市民・事業者に対する理解と関心を深めます。	廃棄物資源課 くらし安全課 産業振興課
7	家庭や飲食店等に対し、食べ残さないための工夫を働きかけ、食品ロスを削減します。	廃棄物資源課
8	講座の開催などによるエコ・クッキング*についての普及、啓発を行います。	環境課
9	宴会等の「食べきりタイム」（宴会終了前15分）を推進します。	廃棄物資源課

■コラム：3R、5Rとは？

「3R」とは、ごみを減らすための「R」ではじまる3つの行動を指しています。

1つ目は不用となるもの（ごみ）を出来るだけ減らし、なるべくごみが発生しないようする「Reduce」、2つ目は新たなごみを生み出さないために、物を大切に使い、繰り返し・長く使うことを心がける「Reuse」、3つ目は分別することで資源として集められた物を新しい製品の原材料などとして再生利用する「Recycle」です。

最近では、これらの取組に、ごみのもとになるものを買わない・貰わないようにする「Refuse」と、壊れたものは修理をしてできるだけ長く使うことを心がける「Repair」を加えて、「5R」として取り組む動きもあります。

*エコ・クッキング：環境に配慮した料理をすることだけでなく、「買い物」「調理」「片づけ」の一連の流れを通して、環境にやさしい食生活を送ることです。

取組方針 2：環境にやさしい消費者の育成・支援

1	買い物時のレジ袋の使用量削減とポイ捨て防止のため、事業者が簡易包装を心がけ、市民がマイバッグを持参するように普及啓発活動を行います。	くらし安全課 環境課 産業振興課 廃棄物資源課
2	消費者の立場として、市は「グリーン購入調達方針」に基づき、グリーン購入を推進します。	環境課 すべての課
3	市民にマイ箸やマイボトル等の積極的な利用について呼びかけるなど、使い捨てプラスチック食器の排出量を抑制するとともに、バイオマスプラスチックや紙などの代替素材の利用について、市民等とともにイベント等での普及、啓発を行います。	廃棄物資源課 くらし安全課 環境課

■コラム：食品ロスを減らそう

廃棄物のうち、食べられるのに捨てられてしまうものを「食品ロス」といいます。

日本では、年間2,759万トンの食品廃棄物等が出されています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は643万トンであり、国民一人当たりで換算すると「お茶碗約1杯分(約139g)の食べもの」が毎日捨てられていることとなります。

家庭における食品ロスには、次のようなものがあります。

1. 食べられる部分まで過剰に除去して捨ててしまう（例：大根の皮の厚むき）
2. 賞味期限切れなどにより、食事として使用・提供せずにそのまま捨ててしまう
3. 食事として使用・提供したが、食べ残して捨ててしまう

ほんのちょっとした心がけで食品ロスは減らすことができます。一人一人が「もったいない」を意識して、買い物・調理など日頃の生活を見直してみましょう。

- ◎ 買い物前に冷蔵庫をチェックして、まとめ買いはできるだけ避け、必要な分だけ買いましょう。
- ◎ 食品に表示されている「賞味期限」を正しく理解したうえで、近日中に食べる予定の食品については、必要以上に賞味期限が長いものは購入しないようにしましょう。
- ◎ 調理の際は食べきれぬ量に留め、もしも食べきれなかった時は他の料理に作りかえるなど献立や調理方法を工夫しましょう。
- ◎ 外食で料理を注文する際にボリュームを確認し、「食べ切れないかも」と思ったら「少なめにできますか？」とお願いしましょう。もし、量が多すぎて残してしまった場合には、持ち帰りができるかどうか、お店に確認してみましょう。
- ◎ “もったいない”という食べ物への感謝の心を大切にして、「残さず食べる」「感謝の心を持つ」など、食についての習慣を身につけましょう。

取組方針 3：リサイクルの推進

1	リサイクルセンターを中心に空かん、空びん、ペットボトル等の回収、資源化及び再生利用を推進します。	廃棄物資源課
2	「家電リサイクル法」に基づき、特定家庭用機器廃棄物を適正に処理します。	特定家庭用機器管理課・施設
3	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、分別収集の普及啓発活動を行います。	廃棄物資源課
4	園芸栽培用廃ビニール・廃プラスチックの回収を支援します。	産業振興課
5	「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、再生資源、再生部品の利用に努めます。	公共工事管理所管課 パソコン管理所管課 すべての課
6	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、特定の建設資材について再資源化等の促進に努めます。	公共工事管理所管課
7	庁内から排出されるごみのリサイクルと分別収集を進めます。	すべての課
8	落ち葉、剪定樹木の堆肥等への再生利用を推進します。	みどり公園課 廃棄物資源課 施設管理所管課
9	ごみ減量と森林資源保護のため、紙パック・古紙等の回収、再生利用を進めるとともに、市民団体への支援を行います。	廃棄物資源課
10	古着・古布等の回収及び再生利用を進めます。	環境課 廃棄物資源課
11	ペットボトルや食品トレイなどのプラスチックを使用する製品について、リサイクル回収場所や方法等の情報提供等の啓発を実施します。	環境課 廃棄物資源課



使用済小型家電回収ボックス

環境施策の柱3-3：気候変動適応策の推進

地球温暖化の影響により、本市においても年平均気温が上昇し、真夏日の日数は増加する傾向にあり、それに伴い、熱中症などのリスクが高まっています。

そのため、これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策」に加えて、気候変動の影響に対する「適応策」を講じていく必要があります。

気候変動による生態系や水質への影響を把握するため、モニタリング調査を実施していくとともに、熱中症や感染症などの健康面での対策、自然災害などの安全面での対策等を推進していきます。

取組方針1：自然生態系等に関する適応

1	生物季節や生息分布域の変化など生物多様性への影響を把握するため、情報収集を実施します。	環境課
2	気候変動の影響やそれに伴うインフラ対策等に対し、生物多様性（市内在来種や希少種を含め）の保全を図ります。	環境課 すべての課
3	気候変動による農作物への影響について情報収集を行います。	環境課 産業振興課

取組方針2：都市機能に関する適応

1	地表面や建物の緑化、グリーンカーテンの設置等により、ヒートアイランド現象の軽減に向けた取組を誘導します。	資産活用課 開発指導課 みどり公園課 総務企画課 環境課 施設管理所管課
2	気候変動により引き起こされる水温の変化によって、水質の変化が生じる可能性があるため、河川水質等のモニタリングを実施します。	環境課
3	光化学スモッグ注意報発令時における周知の迅速化を図ります。	環境課 周知施設管理者
4	渇水時には給水制限や断水リスクの低減を図るため、家庭・事業所に節水の呼びかけをします。	水道総務課
5	雨水貯留施設の設置促進など、排水施設の整備や適切な管理を行うとともに、雨水の流出抑制対策を推進します。	河川課 環境課
6	全国各地で頻発する予測困難な集中豪雨等による被害の軽減に向けて、浸水に関する情報や避難場所の周知、市民の防災意識の向上を促進していきます。	危機管理課 建設管理課

取組方針 3：人の健康に関する適応

1	市民・事業者に対してクールシェア*についての情報提供を実施するとともに、市内の公共施設や事業所を「クールオアシスそうか」として設置し、休息施設としての利用を促進します。	環境課 健康づくり課 産業振興課 各施設管理者
2	熱中症の発生を予防するため、ホームページや防災無線等を活用した注意喚起や熱中症情報の提供を迅速に行うとともに、関係機関等を通じて高齢者等に対する見守り、声掛け活動の強化を推進します。	健康づくり課 長寿支援課
3	熱中症発症傾向などのデータの蓄積を行い、予防対策などに向けた情報収集を図ります。	健康づくり課
4	日傘・帽子の活用による熱中症の予防を促します。	環境課 健康づくり課
5	イベントの主催者や管理者に向けて、熱中症対策についての周知や注意喚起などを実施します。	環境課
6	デング熱やマラリア等の動物由来感染症*リスクについての情報提供を行い、健康被害の発生抑制に努めます。	健康づくり課
7	市民・事業者などに対して、室温に応じた空調温度の設定など、気候の変化に応じたライフスタイルの実践を呼びかけます。	環境課

取組方針 4：適応策における横断的取組

1	気候変動への適応策について、将来的に周辺環境への影響や問題が生じないように、適切な知識の周知や注意喚起などを実施します。	環境課
2	気候変動適応法に基づき、国や県などの関係機関との連携により、地域の気候変動の状況や適応事例などについて情報収集を行います。	環境課



ゴーヤの緑のカーテン

*クールシェア：夏の節電対策の一つであり、一人で1台のエアコンを使用するのではなく、家庭や町の中の涼しい場所になるべく複数の人で集まって過ごすように心がけることで、節電につなげようとするものです。

*動物由来感染症：動物から人に感染する病気の総称です。

4. 生活環境の保全

環境施策の柱4-1：公害防止対策の推進

生活環境を保全するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施のほか、騒音・振動の発生防止に向けた取組を実施するなど、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施していきます。

取組方針1：公害防止対策の推進

1	公害の発生を未然に防止するため、工場等の設置に際しては、関係法令を踏まえた事前審査を行います。	環境課
2	騒音などの公害防止に向けた調査及び指導を実施するとともに、普及啓発活動を進めます。	環境課
3	生活環境を保全するため、工場等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視や適切な指導を行います。	環境課
4	大型車が通る道路では、自動車交通騒音等を緩和する高機能舗装による整備等、道路環境の改善を進めます。	道路課
5	生活道路へ通過車両が進入することを防ぐため、安全対策の見直しや交通規制の実施の検討、幹線道路（都市計画道路）の整備を進めます。	交通対策課 道路課
6	廃棄物焼却炉について、法律や県条例に基づき立入検査・指導を行うとともに、野外焼却行為を指導します。	環境課
7	大気中への石綿の飛散を防止するため、建築物の解体現場などにおける飛散防止対策について助言します。	環境課 建築指導課
8	石綿廃棄物の適正処理に向けて、関係事業者に対する普及、啓発や指導を行います。	環境課

取組方針2：監視・測定体制の充実

1	PM2.5等の大気汚染の監視・測定を行い、測定結果を公表します。	環境課
2	国や県と連携して、ダイオキシン類の測定調査を行い、測定結果を公表します。	環境課
3	道路交通の騒音・振動の監視・測定を行い、測定結果を公表します。	環境課
4	市内主要施設の放射線量の測定を行い、測定結果を公表します。	環境課 放射線モニタリング所管課

環境施策の柱4-2：快適なまちなみの形成

魅力的で快適なまちなみを形成・維持していくために、ごみのポイ捨て防止などまちの美化に関する市民意識の高揚、廃棄物の不法投棄の発生抑止や、『草加市景観計画』等に基づく、開発行為等における景観への配慮等の取組を実施していきます。

取組方針1：環境美化対策の推進

1	快適で心地よい生活環境を維持するため、ごみ・たばこのポイ捨てや犬のふん害防止等、まちの美化に関する市民の意識の高揚を図ります。	くらし安全課 廃棄物資源課
2	廃棄物の不法投棄に対する県や警察との協力関係を強化します。	廃棄物資源課

取組方針2：まちなみ景観の向上

1	開発行為*等にあたっては、『草加市景観計画』等に基づきながら、景観や環境に配慮するよう助言・指導を行います。	開発指導課 都市計画課
2	ゆとりある駅前空間を維持するため、路上駐輪の抑制に向けた対策を進めます。	交通対策課

■コラム：草加市の不法投棄への取組

本市域に休耕田や空き地が増加すると、夜間のうちに建築廃材などの産業廃棄物や粗大ごみが放置されるようになりました。また、幹線道路での信号待ちや渋滞時に停車している一般車両等から空きかんや空きびんなどのごみを道路沿いに投げ捨てる行為が目立つようになりました。ごみは放置されると、さらにごみを呼ぶという現象があります。

そこで町会を中心に、まちからごみをなくそうという運動が始まりました。クリーンふるさと運動は、昭和55年（1980年）に開始し、毎年春と秋の2回、町会・自治会を中心とした130を超える市民団体から5万人以上の方々の参加を得て実施されている住環境の美化の推進を目的とした地域の一斉清掃です。

また、市域の河川には、放置自転車の投げ捨てが多くみられました。そこで、これらの投げ捨てられた自転車などについて、先端にフックが付いたロープで引き揚げるサルベージが開始されました。この活動は、サルベージを見せることで大型ごみの不法投棄禁止という意識づけをしながら河川環境の向上を図ろうと、市民団体を中心に現在も続けられています。

毎年実施されるこれらの活動等の成果により、以前と比較すると放置ごみはかなり減少しています。

不法投棄は罰則規定が設けられているほどの重大な違反行為で、その取締りは県と警察が実施していますが、なかなか目が届かないこともあるのが現状です。

地域の見守りで、ごみを放置させないよう環境美化を進めていきましょう。



投棄された自転車のサルベージ

*開発行為：「都市計画法」第4条第12項に規定される、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更のことです。

5. 環境に配慮した行動の実践と拡大

環境施策の柱5 - 1 : 学校・地域における環境教育・環境学習の推進

次世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒への環境教育について、なお一層の充実を図るため、学校単位で身近な環境問題やエネルギー問題などに関する教育の取組を推進します。

地域における環境学習については、引き続き、学校と地域が連携した幅広い世代を対象とした環境教育・環境学習の活性化を図ります。また、より多くの市民の興味を引き付ける活動内容の立案や、市民が参加しやすい工夫等の改善策を講じながら、環境学習会やイベントの開催などを通じて、環境学習の充実を図るとともに、活動参加率の向上を目指します。

取組方針 1 : 学校における環境教育の推進

1	次世代を担う小中学生を対象に、エネルギー問題や環境問題の意識付けを行います。	指導課 環境課
2	小学5年生及び中学2年生の全員による自然教室を通して、自然体験を行い、環境を大切に作る心を育てます。	指導課
3	教職員を対象とした環境教育に関する研修を進めます。	指導課
4	学校給食用牛乳パック及びアルミ缶の回収を行います。	各小中学校 廃棄物資源課
5	身近な環境問題を取り上げた学習教材を各学校で活用します。	指導課

取組方針 2 : 地域における環境学習の推進

1	市民・事業者の環境保全意識高揚のため、環境学習の機会の充実を図ります。	環境課 生涯学習課 指導課
2	市民・事業者の環境学習の拠点となる場所の拡大・充実を図ります。	環境課
3	環境学習活動に講師の派遣等の支援を行います。	環境課
4	身近な環境問題について、ホームページや広報、講演会などを通じて情報提供を行います。	環境課
5	市民の環境保全意識高揚のため、環境学習に関する図書や視聴覚資料の活用を図ります。	中央図書館
6	省エネルギーに関するセミナーを通じて省エネルギー意識の向上に努めます。	環境課
7	地域における省エネルギー活動の指導員や推進員を通じて、省エネルギー行動の普及を図ります。	環境課
8	自然保護意識の向上と身近な自然環境を保全するため、観察会等を実施します。	環境課

■コラム：草加市の環境学習

本市では、市民の方々が自然とふれあう機会や自然環境に興味を持つきっかけとなるイベントを市民団体等の協力を得て実施しています。

●そうか生きもの調査

市内に生息・生育する野生生物について、市民参加による「そうか生きもの調査」を実施しています。柿木田んぼや葛西用水、綾瀬川、獨協大学など野生生物が多く生息する場所で、市民講師と一緒に、キタミソウやツミ、ノウルシなどの希少生物をはじめ、多くの野生生物の観察を行っています。生きもの調査員による個別調査では、家の周りなど身近な場所で42種の野生生物の調査を行っています。



●学校ビオトープ

本市内の小中学校では、校庭などにビオトープ（生きものの生息・生育環境空間）を造成しています。このビオトープは、生きものの生息・生育環境や環境学習の場となります。

●学校プールにおけるヤゴ調査

学校のプールには、夏から秋にかけてトンボが産卵することから、春にはヤゴが多く生息しています。プールでは清掃によりヤゴは生き残れず、トンボに羽化できません。各学校と市民団体が協力して、プール清掃前にヤゴを捕獲し、自宅や学校で羽化させることにより、自然環境に関心を持ってもらう取組を実施しています。



●エコ・クッキング教室

素材を使い切り、できるだけごみや汚れた水を出さず、省エネルギーに配慮した料理法であるエコ・クッキングの普及を図るため開催しています。地元の農産物を用いて調理を行うことで、地産地消や農地保全についても、関心を持ってもらう取組を実施しています。

●環境講演会

環境問題についての知識を身につけ、自ら考え、自発的な行動の促進を図るために公民館や環境団体等と連携しながら、市民に向けた環境講演会を開催しています。外来生物による生態系への影響などについて、関心を持ってもらい、生物多様性などの身近な環境問題について考える場となります。



環境施策の柱5－2：環境に配慮した行動及び生活の実践

環境に配慮した行動及び生活の実践と定着に向けて、市民・事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、市民・事業者の自主的な環境に配慮した活動に対する支援を行います。

また、生物多様性の保全・再生に向けた取組などの環境保全活動の支援や啓発を行い、活動をけん引する次世代を担う人材育成を積極的に行っていきます。

取組方針1：エコライフの普及、啓発

1	日常生活の中で省エネ及び省資源の効果を分かりやすく確認できる手法を紹介します。	環境課
2	チェックシート等により省エネルギー行動の意識付け、動機付けを行います。	環境課
3	家庭でできる温暖化対策（エコライフ）の普及、啓発を進めます。	環境課

取組方針2：地域の環境保全活動の充実

1	市民・事業者が環境保全活動へ参加できる機会の充実に図ります。	環境課
2	出前講座やそうか生きもの調査等を通して、環境保全活動をけん引する市民団体やボランティアの活動を支援し、次世代の人材育成を図ります。	環境課

取組方針3：環境に配慮した活動への支援

1	生物多様性の保全・再生に向けた取組の支援や啓発を実施します。	環境課
2	市民等に対して、市内の清掃活動や美化活動などへの参加を呼びかけます。	環境課 廃棄物資源課
3	日常的な買い物を通して環境問題に対する市民意識を高め、環境に配慮した消費者（グリーンコンシューマ）を育成するため、情報提供や研修会等を行います。	くらし安全課
4	有機農産物の生産振興を図るため、生産者へ減農薬や有機栽培に関する情報提供等の支援を行います。	産業振興課
5	環境保全に貢献している市民団体を支援します。	環境課
6	事業所と地域住民との融和を図るために行う施設改修等の取組を支援します。	産業振興課
7	事業所に対して環境マネジメントシステム等の普及、啓発を行い、支援します。	産業振興課
8	省エネルギー行動が実践できるよう取組の支援や啓発を実施します。	環境課

取組方針4：環境保全情報の収集と提供

1	国や県等と連携して、環境問題に係る情報の収集・提供を行います。	環境課
2	市民・事業者が行う環境保全活動を発表する場を提供します。	環境課
3	市民・事業者が行う環境保全活動について周知を行います。	環境課